

2024年7月1日

新設分割に係る事後開示書面
(会社法第811条第1項第1号及び会社法施行規則第209条に基づく開示事項)

愛知県名古屋市中村区名駅一丁目2番4号
名古屋鉄道株式会社
代表取締役 高崎 裕樹

愛知県名古屋市中村区名駅一丁目2番4号
株式会社名鉄リテールホールディングス
代表取締役 足立 洋平

名古屋鉄道株式会社（以下「分割会社」という。）は、2024年5月10日付の新設分割計画書に基づき、2024年7月1日を効力発生日として、株式会社名鉄リテールホールディングス（以下「新設会社」という。）を新たに設立し、分割会社の流通事業会社の経営管理を主な業務とする統括事業に関して有する権利義務を承継させる新設分割（以下「本件分割」という。）を行いました。

本件分割に関して、会社法第811条第1項第1号及び会社法施行規則第209条に基づく開示事項は、次のとおりです。

記

1. 本件分割が効力を生じた日
2024年7月1日

2. 分割会社における法定手続きの経過

(1) 新設分割の差止請求

本件分割は、会社法第805条に規定される簡易新設分割に該当し、会社法第805条の2但書に定める場合に該当するため、差止請求に係る手続は実施しておりません。

(2) 反対株主の株式買取請求手続

本件分割は、会社法第805条に規定される簡易新設分割に該当し、会社法第806条の適用がありませんので、反対株主の株式買取請求に関する手続は実施しておりません。

(3) 新株予約権買取請求手続

本件分割において、会社法第808条第1項第2号の要件を満たす新株予約権はありませんので、会社法第808条の規定による手続は実施しておりません。

(4) 債権者保護手続

本件分割において、分割会社から新設会社へ承継される債務は存在せず、本件分割後、分割会社に対して債務の履行を請求することができない分割会社の債権者はなく、分割会社は、会社法第810条第1項第2号に基づく債権者の異議申述の手続は実施しておりません。

3. 新設会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

新設会社は、2024年7月1日をもって、新設分割計画書に記載された分割会社の流通事業会社の経営管理を主な業務とする統括事業に関して有する権利義務を承継いたしました。新設会社が分割会社から承継した資産の額は3,949,384,769円であり、負債の承継はありません。

4. 本件分割に関するその他重要な事項

会社法施行規則第209条第5号に該当する事項はありません。

以 上